

規制緩和に関する取り組み状況等について

令和4年度中にご意見をいただいたものについて、制度等の現状、取り組み状況を回答します。

No	分類	ご意見	制度等の現状	取組状況 (①直ちに対応・検討可能、②中・長期的に対応を検討、③対応・検討不可)
1	デジタル化の推進	捺印不要やデジタル化が進んでおりますので、申請手数料に関する県証紙貼付から、官庁-企業間で電子決済化が出来るシステムの検討を行なって頂けると幸いです。		①令和4年10月1日から手数料等納付を伴う行政手続きの電子申請・電子納付を開始しています。 令和4年10月1日現在、電子申請・電子納付可能な手続きは794手続き中102手続きであり、順次拡大していくこととしています。
2	デジタル化の推進	紙による申請届出書類が多いと思います。申請届出書類(添付資料含む)は統一様式とし、クラウド上で双方がやり取りできるようになれば審査の円滑化及び記録保存の観点より、双方にメリットがあるのではないのでしょうか？	令和3年に策定したDX・働き方改革推進方針に基づき、添付書類の縮減等を行うとともに、可能なものから行政手続きの電子化を順次実施し、令和7年度末までに原則、電子化を実施することとしています。 (令和5年度末までに、全ての補助金・交付金を含む5,300件の電子申請を集中して実施)	①行政手続の電子化を推進し、昨年8月までに、約2,400件の行政手続において電子申請が可能となりました。今後とも、電子申請の拡大や添付書類の縮減など、県民・事業者の皆さんの利便性向上や負担軽減に努めてまいります。また、法令等で書式や添付書類、原本提出等が定められるもの等については、必要に応じて規制の緩和等を国に求めてまいります。
3	デジタル化の推進	・申請、届出について窓口にて手続きを行っている。押印不要となり電子申請が一部可能となっているがまだまだ少なく、全て対応できるように進めてほしい。	令和3年に策定したDX・働き方改革推進方針に基づき、添付書類の縮減等を行うとともに、可能なものから行政手続きの電子化を順次実施し、令和7年度末までに原則、電子化を実施することとしています。 (令和5年度末までに、全ての補助金・交付金を含む5,300件の電子申請を集中して実施)	①行政手続の電子化を推進し、昨年8月までに、約2,400件の行政手続において電子申請が可能となりました。今後とも、電子申請の拡大や添付書類の縮減など、県民・事業者の皆さんの利便性向上や負担軽減に努めてまいります。
4	デジタル化の推進	・申請手数料をオンライン支払できる環境(県部署)がまだ少ない。		②令和4年10月1日から手数料等納付を伴う行政手続きの電子申請・電子納付を開始しています。 令和4年10月1日現在、電子申請・電子納付可能な手続きは794手続き中102手続きであり、順次拡大するため、担当所属と協力して対応しています。
5	手続き見直し(簡素化・期間短縮)	土木部や農林水産部から一般競争入札での入札時にたくさん書類の提出が求められます。しかし、その多くは経営事項審査時の提出物や県の工事管理システム等で確認できるものがほとんどです。省略できると考えます。	<入札参加確認書について> 入札参加資格確認に関する書類については、必要に応じて①入札参加資格確認書、②同種(又は類似)工事の施工実績、③配置予定の技術者、④施工証明書、⑤特例監理技術配置の確認事項及びそれに付随する添付書類の提出を求めています。  <総合評価の技術資料について> 総合評価方式では、国の施工実績や工事成績、新たに受託された除雪実績について県保有の情報だけでは確認できないため、入札参加資格者に必要な書類の提出をお願いしています。	①<入札参加確認書について> 同種工事の施工実績については、県発注工事であれば提出不要としています。また、令和4年7月より総合評価に係る技術資料と重複する資料の提出は求めないこととし、必要最低限の提出資料としています。  ②<総合評価の技術資料について> 国や他県の事例も参考にしながら見直しを検討していきます。
6	手続き見直し(簡素化・期間短縮)	補助金申請の記載内容について毎年同じ事業を実施していますが、昨年と違う新規性を記載しなければなりません。事業を実施することにより富山県内の製造業の技術力を少しずつ底上げするものであり毎年新たな取り組みをすることは難しく、定着を図る目的で実施しております。そのため毎年申請書を提出するのではなく、2年、3年の長期計画で申請書を提出させていただきたいです。又は、継続実施としての申請を認めていただきたいです。	富山県地域産業人材育成・販路開拓支援事業費補助金交付要綱に基づき、新商品の開発や販路拡大、人材育成等に取り組む組合等に補助を行うものです。 例年4月末募集期限、5月末交付決定、年度内に実績報告提出となっています。	④原則として、地方自治体の予算は単年度ごとに議決を経て決定します。当補助金については、原則どおり単年度事業であるため、複数年に亘る事業を対象にすることはできません。 また、新規性につきましては、要綱上必ずしも求めているものではありませんが、実施済みの事業の課題(テーマ選定や講師選定など)を逐次見直していただくなど、ご検討をお願いします。
7	手続き見直し(簡素化・期間短縮)	4月から開始したい補助事業も現状では補助金の確定が遅く補助金確定通知書が届く5月末からの費用しか対象経費として認められません。確定通知書は遅れても良いが確定した場合には年度初めから補助金対象としてもらいたいです。	富山県地域産業人材育成・販路開拓支援事業費補助金交付要綱に基づき、新商品の開発や販路拡大、人材育成等に取り組む組合等に補助を行うものです。 例年4月末募集期限、5月末交付決定、年度内に実績報告提出となっています。	②原則として、補助事業は交付決定日以降に着手し、補助事業が適切に遂行されるよう県が監督し実施するものですが、当補助金における事前着手の可否については、今後検討してまいります。
8	手続き見直し(簡素化・期間短縮)	「富山県林業関係事業補助金交付要綱」に定める事業の「額の確定」にあたり、必要十分と考える実績報告書等を提出しているにもかかわらず、申請者立ち合いの「検査(現地調査等のか?)」が求められており、補助事業者も県も時間や人手等が費やされている。できれば、規則等で提出を定められている実績報告書等の「書類審査」のみを基本とし、「現地調査等」が必要な対象を限定してほしい。	富山県補助金等交付規則第13条では、「知事は、(略)補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、(略)条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。」と定められています。	①実績報告書に添付されている収支決算書では、支出等の書類審査ができないため、現地調査等により、帳簿等証拠書類を確認しております。収支決算書の添付書類として、帳簿等を追加し、現地調査等を省略できるよう検討してまいります。

9	手続き見直し (簡素化・期間短縮)	<p>・「富山県林業関係事業補助金交付要綱」等に規定のない(読み取れない)変更承認申請書等の提出を指導されることがあるので、要綱等を改定するか、補助事業者等に負担のかからない分かりやすい運用としていただきたい。</p>	<p>富山県補助金等交付規則第11条では、「(略)その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、(略)指示することができる。」と定められております。 また、規則第8条では、「(略)その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。2(1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合」と定められております。</p>	<p>③補助金交付申請書に添付されている事業計画書の内容が遂行されていないときに指示することがあります。</p>
10	手続き見直し (簡素化・期間短縮)	<p>公益法人に対する外部調査・検査が年3～4回行われているが、内容が重複しているものも多いので、整理できないか検討してほしい。</p> <p>&lt;令和4年度の外部調査・検査の受検状況&gt; ①県出資法人等に係る決算調査(5月) ②公益財団法人の認定等に関する法律に基づく事業報告等の審査(6月) ③公益財団法人への立入検査(9月) ④県出資法人等に係る随時調査(2年に1回。12月)</p>	<p>○公益財団法人に対する外部調査・検査は、地方自治法及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づいて実施されています。 ①決算調査 地方自治法第221条第3項に基づき実施 県が出資している団体の決算確定前に、各種財務諸表等の数値の整合性等について調査・指導を行うもの。 ②公益財団法人の認定等に関する法律に基づく事業報告等の審査 公益法人認定法(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律)第22条第1項に基づき実施 認定法や法人法に基づいて法人が適正に運営されているかを確認するために行うもの。 ③立入検査 公益法人認定法(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律)第27条第1項に基づき実施 定期提出書類等では確認できないことを実地の検査により把握するために行うもの。概ね3年ごとに実施。 ④随時調査 地方自治法第221条第3項に基づき実施 県が出資している団体の内部牽制体制をはじめ、規程等の遵守状況、日常の会計事務処理や帳簿類の整備状況等について調査・指導を行うもの。2年に1回、決算調査終了後実施。</p>	<p>④公益財団法人に対する外部調査・検査は、地方自治法及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づいて実施しているため整理することは困難です。</p>
11	手続き見直し (簡素化・期間短縮)	<p>県からの委託に基づき事業を実施しているが、契約にあたっては、県で業務に必要な経費については自ら設計書を作成するなどにより委託額を決定・契約しているため、実績報告については、業務が仕様書に基づき適正に行われ、委託目的を達成しているかのチェックのみとし、実施経費については全ての支出証拠書類の提出まで求めている担当課があるが不要とし、実施数量の変更により委託額が変更となる業務については、実績数量の資料提出により県で設計変更し、変更契約を行うなど簡素化を図っていただきたい。 受託先が実績報告の作成に多大な労力・人件費を費やしているのが現状である。</p>	-	<p>①ご指摘のあった貴協会との委託事業に関しては、契約書で全ての支出証拠書類の提出は求めておらず、添付不要です。なお、必要に応じて、県から契約書第8条に基づき追加資料の提出をお願いすることがあります。</p>
12	手続き見直し (簡素化・期間短縮)	<p>介護サービス事業者がその提供するサービスにより事故が発生した場合には、「介護サービス事業者における事故発生時等の報告取扱い要領」(令和4年4月1日施行)に基づき、次の報告先全てに報告することとなっている。 (1)当事者である利用者が被保険者となる介護保険を行う保険者 (2)事業所・施設の所在地を管轄する保険者 (3)県厚生部高齢福祉課 (4)所管の県厚生センター又は富山市保健所 また、訪問看護ステーションの職員が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合には、事業所のある自治体と県(高齢福祉課)に報告しているが、これらの報告先を1箇所に集約・簡素化できないか。</p>	<p>「介護サービス事業者における事故発生時等の報告取扱い要領」については、介護事故の範囲や手順等が県内で統一されていないこと、また、基準省令において市町村には事故報告が義務付けられている一方、指定権限を持つ県には報告が義務付けられていないことから、県及び各保険者が連名で制定したものである。 市町村への事故報告 【指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準】第35条第2項 等 市町村及び保健所への感染症等報告 【指定介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準】第27条第2項第4号 等 【厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順】</p>	<p>①施設等の事務負担軽減のため、厚生労働省の全国調査結果を踏まえつつ、報告先の簡素化を検討する。</p>
13	手続き見直し (簡素化・期間短縮)	<p>・認定保安機関は5年ごとの更新が必要であるが、失念している事業者がいる。更新を失念した場合の欠格期間中は他事業者に保安業務の委託をしなくてはならない。その場合は販売所等の変更届出も必要となり、煩雑となる。認定保安機関に事前の更新時期の知らせが届くこととありがたい。通知が有料でも仕方がない。</p>	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則において、認定の満了する30日前までに更新の申請書を提出する必要があると規定されています。</p>	<p>②ご要望につきましては、メールアドレスを登録いただいた事業者の皆様へ、電子メールでご連絡する等の方法を検討させていただきます。</p>

14	手続き見直し (簡素化・期間短縮)	・液化石油ガス設備工事届書の添付資料について、統一されたマニュアルの提示をお願いしたい	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則において規定されている設備の技術上の基準に適合していることを確認するため、必要な書類の添付を求めています。	①ご要望については、必要事項等を記した添付書類に係るチェックリストを作成し、富山県電子申請サービスからダウンロードできるようにすることで対応させていただきます。
15	手続き見直し (簡素化・期間短縮)	令和4年8月15日以降、土木部発注の全工事において契約締結後に、法定福利費を明示した請負代金内訳書を提出することが義務化されました。 弊社受注工事において複数回起きた事例ですが、国土交通省作成のマニュアルに沿って算出した上記内訳書を提出したところ、県が算出した法定福利費概算額の二分の一未満となり、確認を求められることがありました。 工事費に占める材料費や処分費の割合が高い工事において法定福利費概算額との乖離が生じやすいようです。 法定福利費の確認を正しく行うため、額算額の算出方法見直しをご検討いただけませんかでしょうか。	法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書については、国の通知により、令和4年8月15日以降公告の工事から、受注者に提出していただいています。 また国の通知では、受注者により明示された法定福利費額については、予定価格に占める法定福利費概算額との比較により、法定福利費に相当する額が適切に請負契約に計上されていることを確認することとされています。 なお、法定福利費額が県が算出した概算額と乖離がある場合においては、算出根拠を確認しています。  <関連する法令等> ・公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(閣議決定) ・請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について(総務省、国交省通知)	②本県では、予定価格に占める法定福利費概算額の算定については、国の運用に準拠し算出していますが、今後国や他県の動向も参考にしながら、見直しを検討してまいります。
16	手続き見直し (簡素化・期間短縮)	ビヨンドコロナ補助金等、補助金の採択が出ないと着手できない補助金について、早期の事業着手を可能とするため、申請から採択までの時間を短縮していただきたい。	実施機関において、一定程度の申請件数を受理した時点で、随時、審査会を開催しています。	①これまでは、申請全体を見渡したうえで、審査及び結果の通知を行っていたため、全件の審査完了までに時間を要していましたが、今後は審査会ごとに早期に結果を通知するよう努めます。
17	手続き見直し (簡素化・期間短縮)	採光計算の二室一室の考え方について、富山市は2/3以上の開口幅が必要だが、他の市町村と同様に1/2以上でよいのではないのでしょうか。		③二室一室の場合の開口幅の規程は法律等に明記されてはならず、各特定行政庁や建築主事が判断する項目です。 富山県と富山市は共に特定行政庁であり、富山市の判断について富山県が指導できる権限はありません。 建築確認担当者の会議などで情報交換を行っていますので、その席でご意見については富山市担当者にお伝えします。
18	手続き見直し (簡素化・期間短縮)	確認申請の手数料の支払いが、県証紙である窓口は、現金支払いに出来ないのでしょうか。	■富山県手数料条例 第4条第2項及び第3項 2 別表第2に掲げる手数料は、前項の規定にかかわらず、富山県収入証紙により徴収する。  3 前2項の規定にかかわらず、富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成15年富山県条例第54号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して手数料を徴収する事務に係る申請、申込み等を行わせる場合には、当該手数料については、規則で定める方法により徴収することができる。  ■富山県手数料条例施行規則 第3条 条例第4条第3項の規則で定める方法は、同項に規定する申請、申込み等を行うことにより得られた納付情報により納付する方法とする	①令和4年10月1日から手数料等納付を伴う行政手続きの電子申請・電子納付を開始しています。 令和4年10月1日現在、電子申請・電子納付可能な手続きは794手続き中102手続きであり、順次拡大するため、担当所属と協力して対応しています。
19	手続き見直し (簡素化・期間短縮)	・新川土木センター、砺波土木センター等では、審査が土木センターですが、提出窓口が市役所、町役場となっています。土木センターに直接提出、受け取りは不可能でしょうか。		②各市町村の窓口において立地条件の確認をお願いしております。これは建築確認申請の審査にも必要な項目ですので割愛することはできません。また、関連する条例等への適合も市町村の皆さまに確認いただく機会にもなっていることから、必要な手順であると考えています。しかしながら、今後の申請の電子化に向けてどのような手順が適切か検討していくなかで、ご意見を参考にさせていただきます。
20	手続き見直し (簡素化・期間短縮)	・福祉条例について、市によっては県の福祉条例と市の条例の2種類作成する必要があるため、どちらか上位の条例のみ提出に簡素化をお願いしたい。	富山県内では高岡市のみ独自条例(高岡市福祉のまちづくり条例)を策定しています。	③高岡市の条例は県の基準に付加した基準となっていることから、提出書類の簡素化は難しく、ご理解をお願いします。
21	手続き見直し (簡素化・期間短縮)	・増築等で確認申請手続きが必要な場合、既存建物の法規チェックや面積の確認については、申請時から変更がない場合については検査済証等の添付にて適合確認とし、業務の簡素化をお願いしたい。 (事例として、過去に増築を繰り返しているような大規模工場等で、直近工事の検査済証や確認済証等は保管されているが、法チェック図や法チェック表、面積求積図が残されていない場合があります。その場合、直近工事の済証があれば、済証を添付することで、既存建物についての法チェック図、表、面積求積図を再度作成する業務の簡素化をご検討いただければと思います。)	全ての建築物の確認申請において、床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式が記載された床面積求積図の提出が必要(建築基準法施行規則第1条の3表1(イ)) また、法第52条、第53条等各条文の規程が適用される建築物の申請であれば、同様に敷地面積求積図や建築面積求積図等の提出が必要(建築基準法施行規則第1条の3表2(23)、(24)等)	④集団規定(建蔽率・容積率・斜線制限等)にかかわる項目は本来全て審査対象であるため、提出が必要な書面です。 提出に併せて、過去確認をとってから10㎡以下の増築がないか、図面の不整合がないかの確認という意味合いでも現場の確認をお願いしています。 既存の図面の内容や前回の申請書の内容を適否については、案件ごとに建築主事が判断することになるため、一律に簡素化することは難しいと思われるため、必要に応じて個別に当該建築主事にご相談ください。

22	手続き見直し (簡素化・期間短縮)	<p>・造成団地の確認申請において、開発行為の許可証・検査済証の添付が必要ですが、造成された時期が古すぎると書類の入手が困難で、開発登録簿を添付しています。 開発登録簿の入手には時間が掛かります。 造成から一定の期間を設定し、その期間を経過したものについては提出を廃止していただきたい。 道路が2号道路から1号道路に変わっているのであれば、その時点で行政側の確認はとれていると思います。</p>		<p>④ 行政庁であれば都市計画法の権限もあることから都市計画法上の判断を自ら行うことも可能ですが、指定確認検査機関にはその権限がないことから何らかの適法であることの判断根拠を求めています。 証明書の発行などに時間がかかり、不都合な場合は特定行政庁への申請もご検討ください。 なお、開発区域内でのかつての2号道路についての確認の件はご指摘のとおりと考えており、指定確認検査機関にも提言いたしましたので申し添えます。</p>
23	制度・基準等の見直し	<p>他県では、施設の設置目的等に応じて、①指定期間を10年までの範囲で適切な期間を設定する(東京都)、②特例として公募を行わず継続して選定できる(東京都)よう見直しを行ったところもある。 については、本県でもこうした制度の導入を検討してほしい。</p>	<p>○指定管理の期間については、「指定管理者制度の運用に関するガイドライン」で原則3年としています。  ○公募によらずに指定管理候補者の選定ができる場合として、「富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」において下記のとおり規定しています。 (1) 公募による申請がなかったとき。 (2) 審査の結果、指定管理候補者となるべき法人等がなかったとき。 (3) 指定管理候補者を選定した後、当該指定管理候補者を指定管理者として指定することが不可能となったとき、又は著しく不適当と認められる事情が生じたとき。 (4) 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消された指定管理者に管理を行わせていた公の施設に係る指定管理候補者を選定するとき。 (5) そのほか、管理上特別な事情があると認められる公の施設として規則等で定めるものに係る指定管理候補者を選定するとき。</p>	<p>② 指定管理の期間については、 ① 県民ニーズや社会情勢の変化への速やかな対応 ② 技術革新や新たなノウハウの導入 ③ 民間事業者の新規参入機会の確保等を目的として、原則3年としています。その施設の状況を考慮し、必要に応じた期間を設定しています。意見をいただいた施設について、指定期間を原則の3年とすべきかどうかは、施設の管理状況等から総合的に検討する必要があります。  また、公募によらない指定管理候補者の選定については、条例・規則に基づき実施しているところです。公募によらない選定については、その他の事業者の参入を阻むことになるため、条例・規則の改正が必要なものには他県の制定状況等も踏まえて慎重に検討していく必要があります。</p>
24	制度・基準等の見直し	<p>富山県建築基準法施行規則第21条(垂直積雪量)で指定している垂直積雪量の数値を富山県全域において1.5m以上としているが、実状よりも大きな積雪荷重の負担によって、木造一戸建て住宅を求めている施主や施工する住宅事業者が、耐震等級の評価や長期優良住宅、住宅性能評価の仕様に取り組みにくい原因になっているのではないかと感じている。 しいては、それが原因の一つとして、耐震性能を持った住宅の普及や防災意識への弊害になっていないか。 特に、富山県内の一戸建て住宅に多い、他地域よりも比較的に大きな敷地に対する自由な間取りと広い床面積の建物においては、積雪1.5mの条件は構造設計に制限が大きい。耐震性能に取り組みやすい積雪の少ない都市部の狭小住宅と比較すると、耐震性能を求めにあたり、構造的な制限とコストに大きな差異が生じています。 そこで、積雪量1.5mの根拠である国土省資料「建築基準法における積雪に関する基準について」にある「国土交通大臣が定める方法により算定した垂直積雪量に基づいて、局所的地形因子等を考慮して特定行政庁が規則で定めている」等をあらためて精査していただき、積雪量1.0mへの改正や1.0mの地域区分新設することが可能であれば、構造的な制限が緩和され、耐震性能の高い住宅が普及し、県民の生命と財産の保護につながるものと希望します。</p>	<p>垂直積雪量は富山県全域において1.5m以上とする。ただし、標高が200mを超え、400m以下の区域にあつては2.0m以上、400mを超える区域にあつては2.5m以上とする。(富山県建築基準法施行規則第21条)</p>	<p>② H12告示第1455号はH12制定時から改正されておらず、この内容に沿って計算をおこなえば、積雪1.5mという設定は必要最低限の数値と考えます。 また、一昨年には最深積雪量が富山気象台においても128cmに達し、年間に数度しかなくとも一晩、二晩で多量の降雪があることを踏まえれば、現段階でこの基準を緩和することは困難と考えます。 しかしながら、今後のさらなる気候変動等により、積雪量等が実態と大きく異なるような状況となった際にはあらためて検討することとします。</p>
25	制度・基準等の見直し	<p>富山市の市街化調整区域内で、新築・増築できない建築物と事業に対して、県のコロナ関係の事業補助金が決定していたり、保健所から営業許可がでているケースがあった。 事業主が補助金と営業許可を得た後に、建築確認の相談に行ったときに、その場所で事業ができないことが発覚したため、事業主に多大な損害と労力が発生しました。以上のことから、建築行為にかかわる各行政担当部署の連携・許可同意について、市町村への整備・指導していただきたいと思ひます。</p>	<p>市街化調整区域のうち、開発許可を受けた開発区域以外の区域においては、都道府県知事(中核市の区域内に於ては、当該都市の長)の許可を受けなければ一部を除く建築物は建築できない。(都市計画法第43条)</p>	<p>④ 都市計画法において富山県と富山市は左欄のとおり個別に許可権限があり、富山市の判断について富山県が指導できる権限はありません。 開発許可担当者の会議などで情報交換を行っていますので、その席でご意見については富山市担当者にお伝えします。</p>
26	制度・基準等の見直し	<p>卸売市場においての買参権取得について 2022年12月に開催された政府の規制改革推進会議でも示されておりますが、卸売市場において買参権を取得し、新規参入する場合に、既存事業者の推薦や同意が条件付けとなっており、実質的な参入障害となっているとのこと。 政府は22年度中に新規参入に關しての実務的なルールを実態調査するということなので、この結果の公表内容を踏まえ、県内の地方卸売市場の健全経営が図られるようなご指導をお願いしたい。</p>	<p>【政府の対応(予定)】 ・新規参入時に既存事業者の推薦や同意を求めることが合理的な理由なく、新規参入を阻止することとなる場合は、独占禁止法上問題となるおそれがあることについて、令和4年度中に卸売市場開設者や市場参加者に通知する。 ・卸売市場の運営に係る実務的なルールの実態調査を行い、調査結果を公表する。また、調査結果を踏まえ、実務的なルールや商慣行等の見直しに向けた検討や取組みを促すなど、必要な措置を講ずる。 (令和4年12月22日 規制改革推進会議) 【都道府県が地方卸売市場の開設者に対して持つ権限】 ・地方卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要な指導及び助言を行うものとする。(卸売市場法第14条により第9条を準用)</p>	<p>② 国が公表する調査結果や国の今後の対応を踏まえ、必要な対応を検討してまいります。</p>